

鳥取県空き家化抑制推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家化抑制推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者世帯が居住する居宅に若者世帯が同居するための改修工事等に必要な経費の一部を助成し、将来的な空き家の発生抑制につなげることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 高齢者世帯

65歳以上（交付申請時点）の者のみが属する世帯

(2) 若者世帯

世帯の過半が65歳未満（交付申請時点）の世帯

(3) 同居

同一の住所に住民票の異動を行い、同一の建屋で生活をともにすること

(4) 住み継ぎリレー

若者世帯が高齢者世帯と新たに同居すること又は交付申請時点で既に同居しており住民票の異動後6カ月以内である場合においては、継続して同一の物件で生活をともにすること（いずれも各世帯の血縁関係は問わない）

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う市町村に対し、当該間接補助事業に要する同表に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月10日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書（様式第1号）に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

- 第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

- 第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
- （1）前条第1項に規定する変更に該当しない変更
（2）間接補助事業の中止又は廃止

（指示等の報告）

- 第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

- 第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書（様式第3号）に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

- 第13条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
- （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	空き家化抑制推進事業
間接補助対象経費	<p>住み継ぎリレーする際の高齢者世帯の改修に対する助成に要する費用【間接補助】</p> <p>①内装改修工事、耐震改修工事、バリアフリー関連工事、設備工事その他住み継ぎリレーする際に通常必要と考えられる工事 ※ただし、備品類（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電等含む）、造り付けではない家具・棚等に要する費用及び間接補助事業者が自ら施工する場合（技能保持者等が適正に施工するものを除く。）の材料の購入費用は除く。</p> <p>②附帯工事等（設計等費用、家財道具の撤去処分費用、外構整備費用等） ※①に掲げる費用に附帯し、その合計額は①に掲げる費用の合計額の1／2を限度とする。</p>
補助率(限度額)	市町村負担額の1／2（上限：1,000千円）
補助要件	<p>高齢者世帯の居宅については次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 県内に所在すること</p> <p>(2) 過半以上を住宅の用途に供する建築物（共同住宅及び重層長屋を除く。）</p> <p>(3) 将来的に次の要件のいずれかに該当するリスクがあると市町村が考えるもの</p> <p>ア　倒壊すれば前面道路を封鎖（一部封鎖を含む）し、災害時の避難、救援活動及び物資輸送等に支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>イ　繁華街や幹線道路に面し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>ウ　倒壊すれば隣地の建築物等が損傷し、又はその居住者等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>エ　周辺地域の住環境に著しく衛生上有害な影響を生じるおそれがあるもの</p> <p>間接補助事業者は、以下の区分に応じ事業完了をすること。</p> <p>【申請時に同居していない場合】</p> <p>事業実施期間内に住み継ぎリレーを行うこと（ただし、事業実施期間内に住民票の異動が困難な場合は、改修工事の終了をもって事業完了とみなし、この日から3箇月以内に異動を行うこと）。</p> <p>【申請時に既に同居している場合】</p> <p>事業実施期間内に住み継ぎリレーにかかる改修を行うこと。</p>
その他留意事項	<p>事業完了後 10 年以上住み継ぎリレーを継続すること。ただし、以下の場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 高齢者世帯全員の長期入院、高齢者施設への入居、死亡等（この場合、若者世帯は高齢者世帯の居宅に、同居していた期間と合算し 10 年以上居住し、空き家化抑制を目的とした居宅の適正管理に努めること）</p> <p>(2) 同居する若者世帯の入れ替わりによる 1 年未満の若者世帯の不在（若者世帯の全員が入れ替わる場合は、次の新しい若者世帯が 1 年以内に住み継ぎを行う場合に限り認めること。この場合、不在期間を除いて合計 10 年以上住み継ぎリレーを継続すること）</p> <p>県及び市町村の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く）。</p> <p>本補助金の利用については、対象物件につき 1 回限りとする。</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係する法令に違反していないこと。</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること（適正な対策が施されている場合及びこれに準ずるものとして輝く鳥取創造本部長が認める場合を除く）。</p> <p>補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

(注意) 「補助要件」及び「その他留意事項」を満たさなくなつた場合は、補助金返還となる場合がある。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所

氏名

○○年度鳥取県空き家化抑制推進事業補助金交付申請書

鳥取県空き家化抑制推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

補助事業の名称	鳥取県空き家化抑制推進事業
算定基準額（円）	
交付申請額（円）	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・補助金計画書（様式第2号）・その他添付資料（別紙参照）

※補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

○○年度鳥取県空き家化抑制推進事業補助金計画（報告）書

1 事業名（県） 鳥取県空き家化抑制推進事業

2 事業の目的

3 事業の内容

- (1) 実施（予定）期間 交付決定日以降から令和〇年〇月〇日
※着手の20日前までに申請すること
- (2) 実施地域（地区） ○○市〇〇
- (3) 事業概要

4 対象建物概要

構造・階数	延床（m ² ）	移転日
備考	※付属建物についての情報（築年数等）についてはここに記入	

5 事業費負担区分（単位：円）

総事業費 (見積金額等)	補助対象事業費	補助対象経費	事業費内訳		
			国負担額	県負担額	市町村負担額

※国・県負担額については1,000円未満切り捨てとして下さい

6 他の補助金の活用の有無

※選択してください

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署や団体名及び連絡先）を添付又は記載してください。

7 県外業者への発注の有無

※選択してください

※「有」の場合は、県内業者への発注が困難な理由（県外業者に発注する業務が一部の場合はその範囲）を記載してください。

8 補助金返還について申請者以外の代表者が了解している事についての確認の有無 ※選択してください

※市町村担当者は、次に挙げる点を事前に確認して下さい。

- 申請者本人に対し補助金返還の請求が困難な場合、申請者以外の代表者（世帯主等）が返還を行う事を了解していること。

9 収支予算（決算）（単位：円）

歳入予算（決算）

	予算額 (a)	決算（見込み）額 (b)	差引 (a-b)
県補助額			0
その他財源			0
合計	0	0	0

（注） 既に交付決定済みの内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

歳出予算（決算）

区分	予算額	流用等増減額	予算現額	支払額	摘要

（注） 既に交付決定済みの内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

年　月　日

様

鳥取県知事

(公印省略)

〇〇年度鳥取県空き家化抑制推進事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家化抑制推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「空き家化抑制推進事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家化抑制推進事業補助金交付要綱（令和7年3月24日付第202400303956号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、間接補助金の交付等補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、間接国費補助金に該当するものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、社会資本総合整備交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）の規定に従わなければならない。

年　月　日

鳥取県知事様

申請者　住所

氏名

○○年度鳥取県空き家化抑制推進事業補助金実績報告書

年　月　日付第　号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

補助事業の名称		
交付決定	算定基準額（円）	交付決定額（円）
実績		
差引		
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・補助金報告書（様式第2号）・その他添付資料（別紙参照）	

※補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

年　月　日

鳥取県知事 様

申請者 住所

氏名

○○年度鳥取県空き家化抑制推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県空き家化抑制推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号別紙（第11条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

別紙(交付申請及び実績報告にかかる添付書類一覧)

交付申請にかかるその他添付書類一覧

- ・事業費の根拠資料（見積書等）
- ・写真（現況がわかるもの）
- ・登記事項証明書の写し
- ・世帯の構成員と年齢、現在は同居していないことが確認できるもの（住民票の写し等）

実績報告にかかるその他添付書類一覧

- ・支出額の根拠資料（領収書等）
- ・履行したことが分かる資料（契約書の写し、前後写真等）
- ・同居を始めたことが確認できる資料（住民票の写し）